

2021年10月6日

学長

「内部質保証の方針と手続き」に基づき学長が定める事項

内部質保証の方針と手続き 5. に基づき、同方針の実施のために必要な事項を以下の通り定める。

1. 本学の内部質保証活動(PDCA)

- 1.1 本学における内部質保証の推進の責任は、学長及び執行部会議が負う。副学長は、学長を補佐し、内部質保証活動の実務を総括する。
- 1.2 学長は、大学の中期計画を実現するために年度事業計画を策定し、各年度当初に学長施政方針とともに年度事業計画を学内で発表し、本学の学部・研究科等及び事務組織における実施を指揮する。
- 1.3 推進委員会は、半期末及び年度末において、本学の年度事業計画に関して、大学及び学部・研究科等並びに事務組織の運営状況を調査・点検・評価（改善策の提案を含む）し、その報告書を学長に提出する。学長はこの報告書を大学評議会に提出した上で学園に提出する。
- 1.4 学長は、上記報告書に基づき、執行部会議において学部・研究科等及び事務組織と協議し、適切な改善策を講じる。
- 1.5 IR・大学資料室は、内部質保証に関する調査を行い、その結果を学内で共有し、内部質保証活動で活用する。

2. 学部・研究科等における内部質保証活動 (PDCA)

- 2.1 学部・研究科等は、学部・研究科等の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針等の諸方針を踏まえて、教育課程を編成し、年度計画を策定し、教育を実施する。
- 2.2 学部・研究科等は、教育の自己点検・評価を行い、改善策を検討し、その結果を学長に報告する。
- 2.3 学長は、上記 2.2 の報告を基に、執行部会議において適切な改善策を検討し、実施する。

3. 事務組織における内部質保証活動 (PDCA)

- 3.1 事務組織は、諸方針及び大学の年度事業計画を踏まえて業務を実施し、自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。
- 3.2 学長は、上記 3.1 の報告を基に、執行部会議において適切な改善策を検討し、実施する。

4. 認証評価機関による認証評価のための自己点検・評価

- 4.1 本学は原則として 7 年毎に認証評価機関による認証評価を受ける。
- 4.2 推進委員会は、認証評価機関が定める評価基準に従って、本学及び学部・研究科等並びに事務組織の内部質保証活動について点検・評価（改善策の提案を含む）を行い、その結果を基に自己点検・評価報告書原案を作成し、学長に報告する。学長は、全学自己点検・評価委員会に対し、この原案の検証を諮問する。

- 4.3 全学自己点検・評価委員会は、4.2 に規定する学長からの諮問を受けて、推進委員会が作成した自己点検・評価報告書原案を検証し、その結果を学長に答申する。学長は、この答申を基に自己点検・評価報告書を確定する。
- 4.4 学長は、確定した自己点検・評価報告書を大学評議会の議に基づき公表するとともに、理事長に報告する。
- 4.5 認証評価機関に対する認証評価の申請時に、4.3 で確定した自己点検・評価報告書を提出する。
- 4.6 学長は、自己点検・評価報告書を基に、執行部会議において適切な改善策を検討し、実施する。